

第2節 津波対策

本町は、大阪管区気象台から発せられる津波予報等をあらかじめ定めた経路により、関係機関及び住民に迅速に伝達、周知するなど被害の未然防止及び軽減のための措置を講ずるものとする。

第1 津波予報等の伝達

本町及び関係機関は、大阪管区気象台から発表される津波予報等をあらかじめ定めた経路により迅速に伝達する。

1 大阪管区気象台が発表する津波予報等

(1) 津波予報区

大阪府の予報区の名称は「大阪府」である。

(2) 津波予報の種類と内容

津波予報の種類、解説及び発表される津波の高さ

予報の種類		解 説	発表される津波の高さ
津波警報	大津波	高いところで3m程度以上の津波が予想されますので、厳重に警戒してください。	3m、4m、6m、8m、10m以上
	津波	高いところで2m程度の津波が予想されますので、警戒してください。	1m、2m
津波注意報	津波注意	高いところで0.5m程度の津波が予想されますので、注意してください。	0.5m

- 注) 1. 津波により災害のおそれがない場合には、「津波の心配はない」旨または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨について地震情報に含めて発表する。
2. 津波により災害のおそれがなくなると認められる場合、「津波警報解除」又は「津波注意解除」として速やかに通知する。
3. 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位の差であり、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

(3) 地震・津波情報の発表基準

- ア 大阪管区気象台管内において有感地震を観測した場合。
- イ 大阪管区気象台管内において津波予報を行った場合。
- ウ 前各項以外の特別な地震が発生した場合、その他必要と認めた場合。

(4) 地震情報・津波情報の種類と内容

情報の種類		情報の内容
地震情報	震度速報	地震発生後約2分後、震度3以上の全国約180に区分した地域名と地震の発生時刻を発表。
	震源に関する情報	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)に「津波の心配なし」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はなし」を付加して発表。
	震源震度に関する情報	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村名を発表。なお、震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
	各地の震度に関する情報	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。
	地震回数に関する情報	地震が多発した場合、震度1以上を観測した地震の回数を発表。
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さをメートル単位で発表。
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表。
	津波観測に関する情報	実際に津波を観測した場合に、その時刻や高さを発表。

2 情報の収集・伝達方法

(1) 津波予報等の収集・伝達

防災担当課(建設課)及び本町消防本部は、大阪府防災行政無線、大阪府防災情報システム等を通じて大阪管区気象台が発表する津波予報及び地震情報、津波情報等を速やかに収集し、町長並びに各部に伝達する。

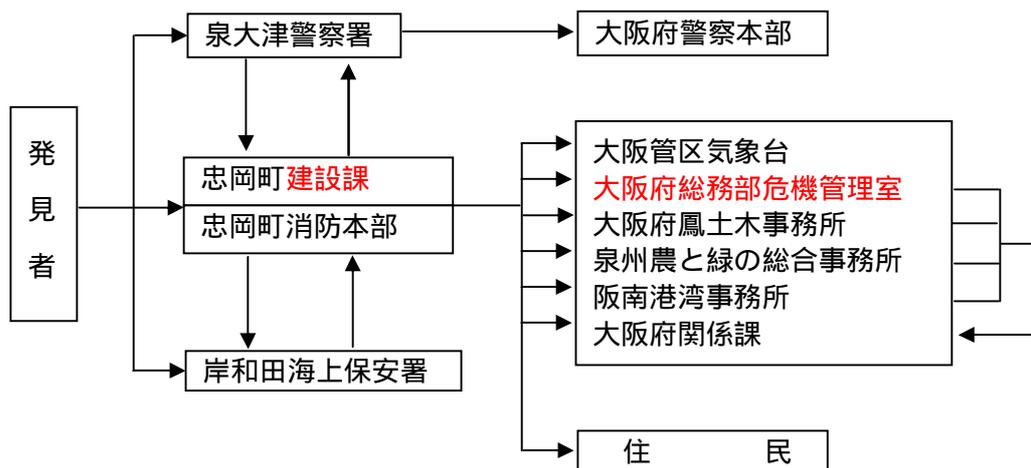
(2) 海岸、河川等の監視

本町消防本部及び防災担当課(建設課)は、本町内の海岸部等を巡視し、潮位等の観測を行い、津波のおそれがあると認めるときは、直ちに町長に報告する。

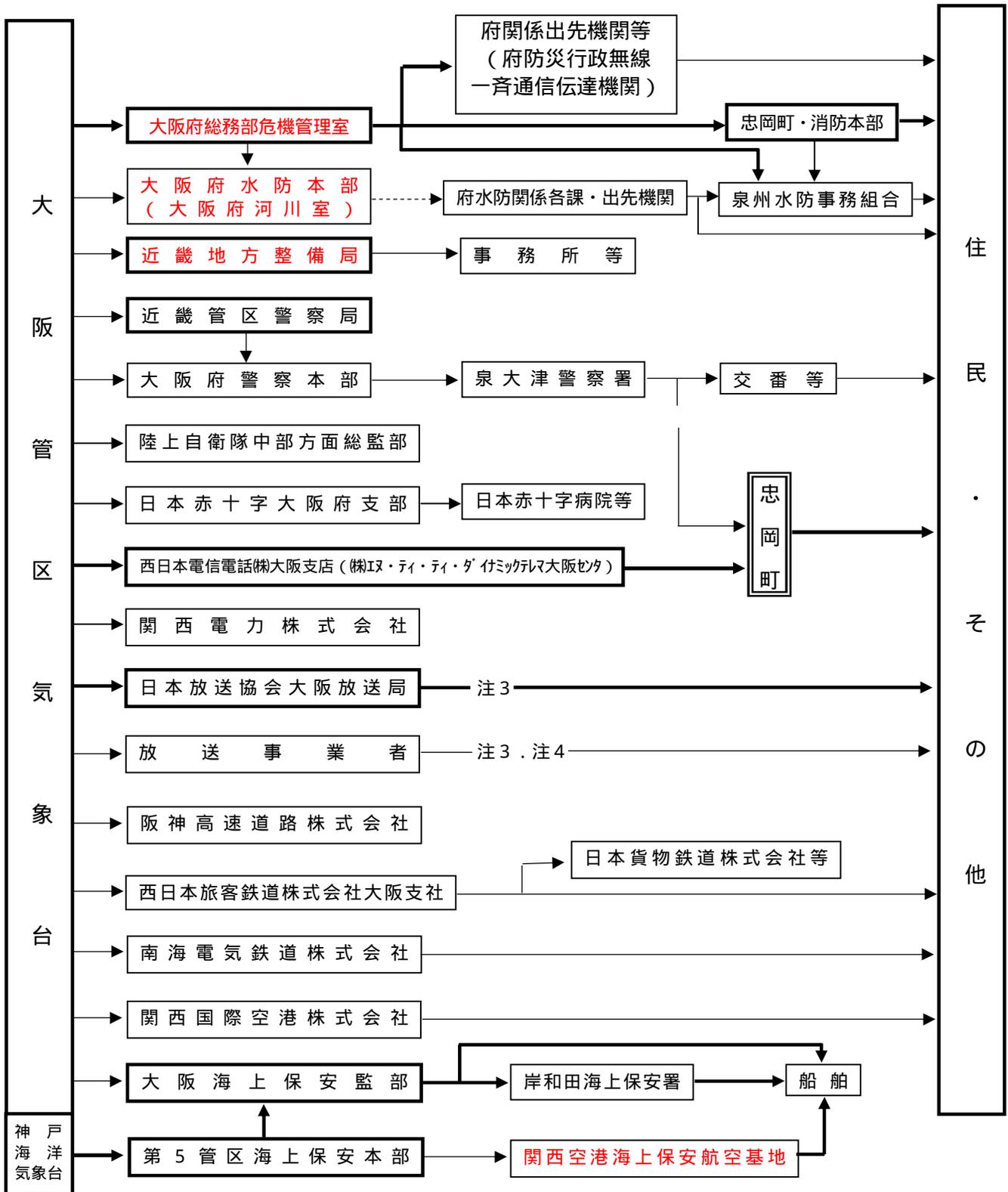
(3) 異常現象発見者の通報

災害が発生するおそれがある異常現象を発見した者は、その旨を遅滞なく施設管理者、町長又は警察官、海上保安官に通報する。

(異常現象通報の伝達系統図)



[別図1-1] 津波予報等の関係機関への伝達経路



(注)

1. 太線は、気象業務法に規定される伝達経路を示す。
2. 印は、津波警報、同解除（津波注意報）の場合のみ。 印は、津波警報、津波注意報のみ。
3. 津波警報受領時は、緊急警報信号を発信し、その内容を放送する。
4. 放送事業者とは、朝日放送株式会社、株式会社毎日放送、読売テレビ放送株式会社、関西テレビ放送株式会社、株式会社エフエム大阪、関西インターメディア株式会社（FM COCOLO）の6社である。

第2 住民への周知

本町は、泉大津警察署及び第五管区海上保安本部（岸和田海上保安署）と協力して、避難勧告・指示、避難誘導等の必要な措置を講ずる。

1 避難の勧告・指示、誘導

次の場合、住民や釣り人等の観光客、船舶等に対して、速やかに的確な避難の勧告・指示を行うとともに、高台などの安全な場所に誘導する。

(1) 津波予報が発表されたとき

(2) 大阪府域において震度4以上の地震が観測され、または、弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じて、避難の必要を認めるとき

2 周知の方法

避難の勧告・指示及び避難誘導を行う場合は、本町防災行政無線（同報系）や広報車等の活用、自主防災組織等住民組織との連携など、あらゆる手段を使って、住民等へ周知する。

周知にあたっては、災害時要援護者に配慮する。

第3 組織動員配備体制

本町は、津波による災害の発生が予想され、その対策を要すると認められるときは、災害警戒本部又は災害対策本部を設置するとともに、動員配備体制をとり、事態に適切に対処する。

1 災害警戒本部の設置

津波による小規模な災害の発生が予想され、その対策を要すると認められるときは、災害警戒本部を設置し、事態に適切に対処する。

2 災害対策本部の設置

津波による中規模又は大規模な災害の発生が予想され、その対策を要すると認められるときは、災害対策本部を設置し、事態に適切に対処する。

第4 水防活動

津波の来襲が予想される場合には、迅速に水防活動を実施する。

1 防潮扉等の管理者、操作担当者

(1) 津波予報を入手したとき、又はラジオ、テレビ等により津波警報を知ったときは、水位の変動を監視し、的確に防潮扉等の開閉を行う。

(2) 水位の変動があったときは、水位の変動状況、措置状況等を速やかに関係機関に通報する。

第5 港湾警戒活動

第五管区海上保安本部、大阪府警察、大阪港海難防止対策委員会等関係機関は、連携して、暴風、波浪等による船舶の座礁・避難事故に備え、本町は、これに協力する。

1 第五管区海上保安本部（岸和田海上保安署）

在港中の船舶を港外等の安全な場所に退避させ、船舶の安全を図るとともに、船舶による港湾施設の損壊を未然に防止する。

(1) 避難の要否、勧告の時期等は、大阪港海難防止対策委員会の具申等に基づき決定する。

(2) 避難勧告

電話・ファクシミリによる連絡、国際旗りゅう信号、無線通信、ラジオ放送、巡視船によるサイレンの吹鳴、避難勧告文書の交付等の方法で周知する。

(3) 避難要領

ア 小型船舶は、河川等の安全な場所に避難させる。

イ 大型船舶は、港外へ避難させる。

ウ 水先人、ひき船等を必要とする船舶は、関係者が協議のうえ、沖出し順序を決定する。

エ 緊急時の措置

事態が急迫し、関係機関と協議の時間がないとき、又は町長から要請があったときは、状況を適切に判断して、避難の指示を行う。

2 大阪港海難防止対策委員会

気象状況の推移に対応し、在港船舶の安全確保等について協議するとともに、海難防止に必要な措置について、連絡調整を図り、台風災害防止措置基準により阪南港長（岸和田海上保安署長）に対し、船舶の避難勧告等について具申する。阪南港長から発せられた避難勧告等を関係者に伝達する。

第6 流木防止活動

港湾等において、津波によって生じる係留木材の流出事故に備える。

1 阪南港木材防災対策協議会

(1) 構成

忠岡町、岸和田海上保安署、近畿運輸局、神戸植物防疫所岸和田出張所、大阪税関、大阪府、大阪府警察、岸和田市、阪南港運株式会社、岸和田港木材倉庫株式会社、阪南港木材協議会、社団法人大阪木材コンビナート協会、堺泉会

(2) 措置活動

津波による流木等を防止するため、貯木場内の木材係留の整理、厳重な捕縛等貯木の流出防止に必要な措置について、関係業者等に対し、警告、指導を行う。